

本州等におけるトキの放鳥の方針

令和7年2月14日 環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

1. 本州等での放鳥における基本方針及び放鳥決定プロセス

- 放鳥は基本的に、放鳥に取り組む自治体（以下「取組自治体」という）が主体となって実施する。特に、放鳥に必要な仮設施設の設置や個体の管理、個体の移送等の分担については取組自治体が主体となることを基本としつつ、必要に応じて環境省と取組自治体で調整する。
- 取組自治体は、放鳥する個体数や時期等について、佐渡自然保護官事務所を通じて佐渡トキ保護センターと十分に調整すること。放鳥を行う1年前（1年前の7月頃まで）には佐渡トキ保護センターとの調整を終えておくことが望ましい。
- 放鳥を行う地域は、「本州等におけるトキの野生復帰に向けた考え方及び確認事項について」に従って取組や情報収集、計画作成等を行い、その結果を取りまとめた「確認シート」や「放鳥計画」、「モニタリング計画」等についてトキ野生復帰検討会に諮った上で環境省が決定する。

2. 具体的な放鳥方法

（1） 放鳥候補個体

- 佐渡トキ保護センター及び各分散飼育地で繁殖させた個体。

（2） 放鳥候補個体の順化訓練

- 放鳥候補個体は、群れで集団生活するための社会性や採餌能力、飛翔能力、社会適応能力等を身につけるため、順化訓練を佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションの順化ケージで3か月（85日間）程度実施する。

① 順化訓練の期間及び方法

- ・ 順化訓練は基本的に従来の方法とする（別紙1）。本州等での放鳥の結果により、必要に応じて順化訓練の期間や方法の見直しを検討する。
- ・ 順化訓練及び放鳥は、年間で最大2回（佐渡も含む）とする。

② 順化訓練の個体数

- ・ 順化ケージの規模を鑑み、安全に順化訓練を実施するためには1回あたり最大20羽とする。

③ その他

- ・ 捕獲作業はトキに心身共に負担をかけるため、基本的に、1回の順化訓練中、順化ケージからの捕獲作業は1回とする。
- ・ トキは順化訓練を経て群れでの行動を学習する。放鳥後の群れの形成を促し、定着を図る観点から、基本的に同時に順化訓練した個体は同じ地域で放鳥することとする。そのため、放鳥は、同時期に複数箇所の地域で行わない方針とする。

（3） 放鳥の時期

- 基本的に、放鳥を行う時期は6月上旬頃（初夏放鳥）あるいは9月中旬頃（秋放鳥）とする。初

夏に放鳥した個体は、秋に放鳥した個体と比較して生存率が高いという結果が出ているため、取組自治体における初回の放鳥は初夏放鳥を基本とする。

(4) 放鳥個体

① 個体数

- ・放鳥できる個体数は、1回あたりの上限を20羽とする。本州等での放鳥初期の頃には、定着を促すために、15羽～20羽程度の放鳥を複数年継続する。
- ・実際に放鳥できる個体数は、繁殖状況や順化ケージでの捕獲の成否に左右されるため、必ずしも取組自治体が希望する個体数を放鳥できるとは限らない。

② 年齢・性別等

- ・基本的に、繁殖が期待できる個体（6歳以下）や放鳥場所に留まりやすい個体（比較的高齢のオス）を主として、前年度の繁殖状況や放鳥の目的に応じて放鳥個体を選定する。

(5) 放鳥の方法

- 放鳥は、別紙2に示す2つの方法を基本とする。
- 放鳥の方法は、放鳥を実施する取組自治体の環境や体制等の事情に大きく左右されるものではあるが、放鳥個体の市町村域またはその周辺での生存が一定期間確認されるまで、放鳥後に放鳥場所に留まりやすい、「仮設ケージからのソフトリリース」で放鳥を行うことを原則とする。
- ハードリリースでの放鳥を実施する場合は、「仮設ケージからのソフトリリース」との併用とする。この場合は、ハードリリースの個体は比較的高齢のオスを選ぶ等、放鳥した個体が放鳥場所に留まりやすくなるよう工夫をする。
- ただし、仮設ケージを設置する場所を確保することができない、また、トキを安全に順化訓練することができない等、「仮設ケージからのソフトリリース」を実施することができないやむを得ない理由がある場合は、ハードリリースのみでの放鳥も可能とする。
- ハードリリース方式のみで放鳥を実施する場合は、放鳥した個体が分散する可能性が高いことから、周囲の自治体や関係団体等と連携し、放鳥した個体をモニタリングする体制及び目撃情報を収集する体制を整えておく。
- 取組自治体の事情を鑑み、ハードリリースや仮設ケージからのソフトリリース以外の放鳥方法を選択せざるを得ない場合は、事前にその方法の妥当性及び実現可能性等について環境省と十分に調整・検討する。

3. 放鳥後のフィードバック

- 放鳥時のトキの様子や放鳥したトキのモニタリングの結果等から放鳥方法等の見直しを行い、次の放鳥に反映する。

※本資料において、「定着」とは以下の2つの条件を満たすものとする。

- ① 放鳥した個体が、放鳥が行われた市町村域またはその周辺で1年以上生存している。
- ② 放鳥個体と野生下で繁殖した個体から成る個体群が、放鳥が行われた市町村域またはその周辺で数年間継続的に確認されている。